

第1章 長岡京市文化財保存活用地域計画の作成にあたって

1. 計画作成の背景と目的

(1) 背景

長岡京市は、6世紀前半に「おとくにのみや第国宮」、8世紀後半に「長岡京」と2度にわたって都が置かれ、王城の地として栄えました。本市域には、旧石器時代から現代に至る人々の営みが、有形・無形の文化財として存在し、国史跡「乙訓古墳群」や「長岡京跡」をはじめとする旧跡、乙訓寺・光明寺や長岡天満宮といった寺社などからなる、豊富な歴史文化が今に守り伝えられています。

昭和24年(1949)10月、新神足村・海印寺村・乙訓村の3ヶ村が合併して長岡町が誕生、その後、昭和47年(1972)10月には、高度経済成長に前後して始まった大規模な宅地開発による人口急増、都市化の進展にともない、長岡京市が誕生しました。京都・大阪の二大都市を結んだ、中間に位置する地の利にも恵まれ、西国街道や丹波街道などの交通の要衝、京都のくらしを支えた農村、京都・大阪のベッドタウン、工業都市として、時代のニーズに応じながら、歴史文化が幾重にも重なり合い、豊かな自然や歴史的資源、先端技術産業が調和するまちとして発展してきました。

文化財行政では、昭和50年(1975)に「長岡京市文化財保護条例」を制定し、文化財担当職員の採用や埋蔵文化財調査法人の設立など、調査・研究体制を整備しながら、積極的に文化財の保存・活用を進めてきました。さらに、その後の文化財行政の礎となる、「市史編さん事業」が始まり、考古・自然地理・人文地理・歴史・建築・美術・民俗の各分野で、本市全域を対象とした総合調査が行われ、平成9年(2000)に「長岡京市史」全7冊が完成しました。

平成23年(2011)には、「文化芸術振興基本法」に基づき、より積極的に地域社会の発展に文化財を活用する方針が示されるなかで、「長岡京市指定文化財指定の指針について」を取りまとめ、「長岡京市における今後の文化財指定基準」(表1-1)を定めて、文化財を総合的に評価し、地域的な特徴を活かした保存・活用を進めてきました。さらに、平成26年(2014)には、市史編さん事業等これまでの調査成果をまちづくりに活かすため、「(仮称)長岡京市ふるさと資料館基本構想」を策定し、地域の歴史文化に触れ、魅力を再発見することで、ふるさとに対する愛着や誇りを育み、未来に継承される取組を模索してきました。

一方で、急速な開発や少子高齢化などにもなう社会構造や価値観の変化によって、歴史的な建造物や文化的な景観、古墳や城跡といった遺跡、地域に伝わる行事や古文書など、長い歴史のなかで育み伝えられてきた伝統的なものが失われつつあります。また、近年甚大化する自然災害や火災、盗難などによる被害も全国的に深刻化しています。このような社会環境の変化のなか、市民や関係団体、企業等のさまざまな主体と連携を図りながら、歴史文化の魅力を高め、保存・活用の取組を一層進めることが必要です。

表1-1 長岡京市における今後の文化財指定基準(抜粋)

1	群としての一括性評価	文化財を群として、一括して総合的に評価すること
2	時代の継続性への配慮	文化財の時代的な特徴を系統的に示す指定を進めていくこと
3	地域的な特徴の評価	西山、乙訓、長岡京、 <small>にしのおか</small> 西岡など地域的な特徴を的確に評価すること
4	公開・活用の推進	文化財所有者や関係団体の意思及び活動に対する視点を持つこと
5	重点地域の設定	指定文化財集積区域やテーマ性を勘案した視点をもつこと

(2)目的

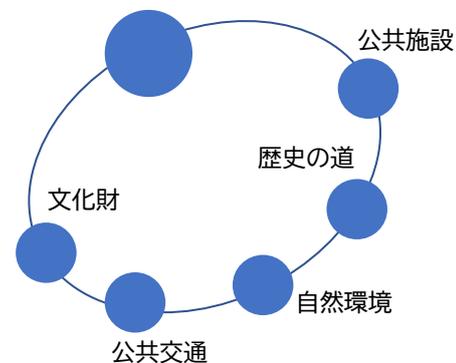
平成30年(2018)に文化財保護法が改正され、未指定も含めた地域における文化財の総合的、計画的な保存・活用の推進強化が図られ、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」が法定化されました。

本市は、令和4年に市制施行50周年を迎えます。本市の歩みや文化財行政を振り返りながら、これまで大切に守り伝えてきた、ここに暮らす人々のアイデンティティーとしての歴史文化を、「ものがたり」として明らかにし、それらを構成する文化財を確実に未来に継承するため、「長岡京市第4次総合計画第2期基本計画」に示す総合的な文化財の保存・活用を進める具体的な目標や取組を明らかにする「長岡京市文化財保存活用地域計画」(以下、「本地域計画」という)を作成するものとします。なお、本地域計画は、「長岡京市における今後の文化財指定基準」を踏まえ、「(仮称)長岡京市ふるさと資料館基本構想」の内容を発展的に継承します。

(仮称)長岡京市ふるさと資料館基本構想

市史編さん事業の成果等を広く公開していくため、平成10年度に文化資料館建設の検討が始まりました。平成24年度には行政や文化財関係者、市民などで構成する検討委員会を設置し、2ヶ年にわたる検討を経て、平成26年3月に「(仮称)長岡京市ふるさと資料館基本構想」を策定しました。この構想では、本市全域を屋根のない博物館ととらえ、市内に点在する展示施設、歴史遺産のネットワーク化(まちなか博物館ネットワーク)とともに、中核施設として市民が「調べる」・「学ぶ」・「伝える」活動を行うことができる施設の開設を目指し、その具現化を模索してきました。

(仮称)長岡京市ふるさと資料館(拠点施設)



まちなか博物館ネットワークのイメージ

2. 地域計画の位置付け

本市では、平成28年(2016)度から令和12年(2030)度を計画期間とする「長岡京市第4次総合計画」において、「住みたい 住みつづきたい 悠久の都 長岡京」を将来都市像とし、これを実現するための政策の大綱として、「(1)うるおいに満ちた、「良質の住み心地」をつくる」、「(2)まちの魅力を高め、「多彩なにぎわい」をつくる」、「(3)人・地域の絆に根ざした、「ゆるぎない安心」をつくる」の3つを示し、なかでも歴史・文化は、西山の緑・水や良好な町並みなどとともに「うるおい資源」として位置付けています。

また、令和3年(2021)度に策定した「長岡京市第2期教育振興基本計画」では、実施計画事業に「総合的な文化財保存活用の推進」を掲げ、郷土への理解や愛着を深めながら、次世代に着実に歴史文化を継承するため、文化財をより身近に感じる取組や適切な保存・活用を進めることとしています。

本地域計画は、文化財保護法に基づく計画として、「京都府文化財保存活用大綱」との整合を図りながら、本市の上位計画である「長岡京市第4次総合計画」や「長岡京市第2期教育振興基本計画」の目標を実現するため、歴史文化を活かしたまちづくりへの将来ビジョン及び具体的なアクションプランとして作成するものです。また、関連計画である「長岡京市景観計画」や「新・長岡京市観光戦略プラン」などの目標や戦略等と連携、調整を図るとともに、今後個別の文化財保存活用計画等を作成する際には、本地域計画と整合を図りながら取組を進めていくこととします。

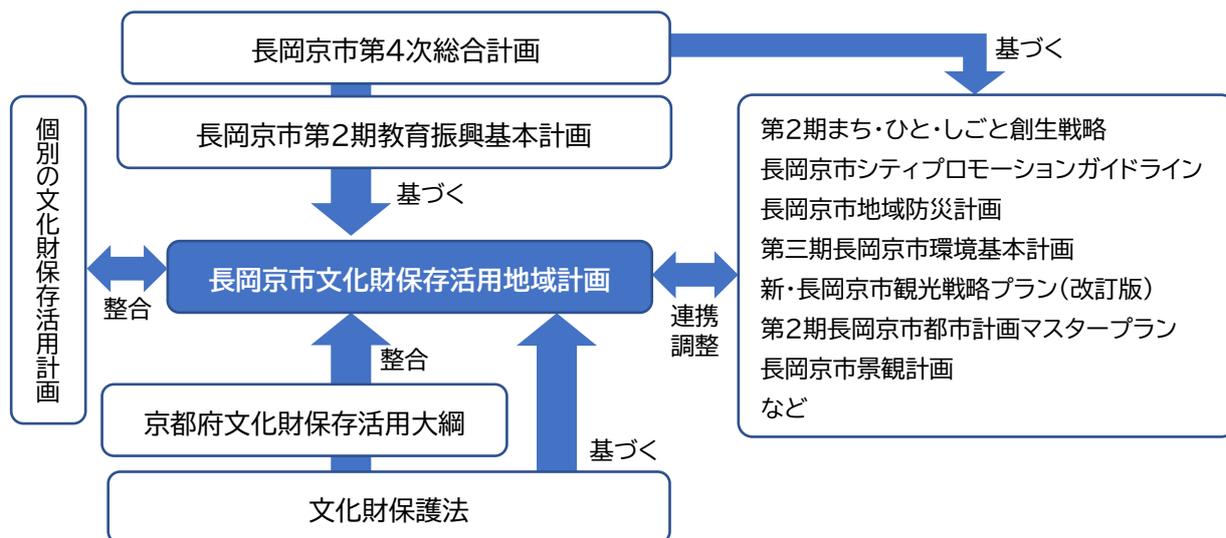


図1-1 長岡京市文化財保存活用地域計画の位置付け

表1-2 京都府文化財保存活用大綱及び長岡京市の主な計画における文化財についての目標・取組

京都府文化財保存活用大綱	<p>【将来像】府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること</p> <p>【基本的な方針】①文化財の指定等による保護の促進 ②文化財の保護体制の強化 ③文化財保護を支える技術等の継承 ④文化財の地域的な保存・活用の促進</p>
長岡京市第4次総合計画	<p>【将来像】住みたい 住みつけたい 悠久の都 長岡京</p> <p>【施策の将来像】ふるさとの文化・歴史や良質な芸術に親しむ機会が増えて、市民の多彩な活動がまちの魅力をつくっている</p>
長岡京市第4次総合計画 第2期基本計画	<p>【実施計画事業】総合的な文化財保存活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶文化財保存活用地域計画の作成・認定と新庁舎での歴史資料の展示公開 ▶「乙訓古墳群」の保存・整備、未調査の歴史資料の収集・調査・保存
長岡京市第2期教育振興 基本計画	<p>【施策の目標】文化財の魅力や価値についての市民への啓発が図られています</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶地域の歴史文化の調査研究や展示、講演会等を通じて、文化財の価値や魅力をわかりやすく発信 ▶総合的・計画的な文化財の保存・活用
長岡京市地域防災計画	災害の予防に重点を置き、災害時に的確な対応ができるよう防災設備設置等を推進
長岡京市シティプロモーション ガイドライン	<p>【都市ブランドコンセプト】「かしこ暮らしっく 長岡京」</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶かしこい暮らし：交通利便性、教育、環境など ▶くらしっくなくらし：歴史文化、自然、景観など
長岡京市第3期環境基本計画	【基本理念】③地域に固有の自然と文化を大切に守り育てます
新・長岡京市観光戦略プラン(改訂版)	【アクションプログラム】テーマに沿った観光コンテンツの組成
長岡京市第3次食育推進計画	【方向性】③地域の食育推進と食文化の伝承
第2期長岡京市都市計画 マスタープラン	【方針】①みどりと歴史を活かした魅力づくり
長岡京市景観計画	<p>【基本理念】「みどりと歴史 人が織りなす、魅力と誇りにあふれる景観」</p> <p>【基本方針】「市民の生活そのものが豊かな自然や歴史・文化資源と調和し、いきいきと美しく感じられるようにする」</p>

3. 計画期間

本地域計画の計画期間は、「長岡京市第4次総合計画」や「第2期教育振興基本計画」に合わせ、令和5年(2023)度から令和12年(2030)度の8年間とします。なお、後述する事業計画については、第4次総合計画第2期基本計画の3年間が経過した令和7年(2025)度以降、第4次総合計画第3期基本計画との齟齬がないよう事業成果の検証・点検を行います。

また、文化財の指定・登録等の件数に変更がある場合や文化財リストに変更がある場合等、本地域計画に軽微な変更が生じた場合には京都府を通じて文化庁に報告を行います。計画期間の変更や市内の文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更のほか、本地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更等、大きな変更によって本地域計画の見直しが必要となった場合には、本地域計画の再認定を申請するものとします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
長岡京市文化財保存活用地域計画								
前期			中期			後期		
			▲検証・点検		▲検証・点検			▲検証・検討
長岡京市第4次総合計画								
第2期基本計画				第3期基本計画				
長岡京市第2期教育振興基本計画								
			▲中間見直し					

図1-2 上位計画と文化財保存活用地域計画の計画期間

4. 計画作成の体制と経緯

本地域計画は、表1-2に示す構成によって文化財保護法第183条の9に基づく協議会(長岡京市文化財保存活用推進会議)を組織して検討するとともに、表1-3に示す長岡京市文化財保護審議会の意見を聴取し、表1-4のとおり作成しました。

表1-2 長岡京市文化財保存活用推進会議(協議会)の構成員

区分	氏名	所属・役職	備考
長岡京市 (第1号)	木村 靖子	長岡京市環境経済部長	
	八木 篤己	長岡京市建設交通部長	
	舟岡 衛	長岡京市教育部長	
京都府 (第2号)	森 正	文化財保護課長	
学識経験者 (第4号)	井上 満郎	京都産業大学名誉教授	副会長
	礪波 恵昭	京都市立芸術大学教授	
	上杉 和央	京都府立大学准教授	
	國定 道晃	文化財所有者(勝龍寺住職)	
	加藤 善朗	京都西山短期大学学長	

商工・観光関係団体等 (第4号)	山元 広志	(公社)京都市観光連盟参与	
	公受 正道	長岡京市経済協議会(三菱ロジスネクスト(株)総務部長)	
	井ノ上 良浩	長岡京市観光協会事務局長	
	山本 和紀	(公財)長岡京市埋蔵文化財センター理事長	会長
	松井 徳雄	NPO 法人長岡京市ふるさとガイドの会理事長	
その他必要と認める者 (第4号)	梅林 秀行	京都高低差崖会崖長	
	樫村 恭子	市民公募	

※役職は、令和4年(2022)4月現在

表1-3 長岡京市文化財保護審議会の構成員

分野	氏名	所属・役職	備考
歴史学(古代)	井上 満郎	京都産業大学名誉教授	会長
歴史学(中世)	仁木 宏	大阪公立大学大学院教授	
考古学(古墳)	都出 比呂志	大阪大学大学院名誉教授	R4.3月まで
考古学(原始・古代)	長友 朋子	立命館大学教授	R4.4月から
考古学(都城)	中尾 芳治	(公財)京都市埋蔵文化財調査センター理事	
美術史	礪波 恵昭	京都市立芸術大学教授	
建築史	藤田 勝也	関西大学教授	
郷土史	井内 紳碁	京都市文化財保護指導委員	R4.4月から
寺社等	國定 道晃	文化財所有者(勝龍寺住職)	
所有者	湯川 敏夫	市指定文化財「今里区有文書」管理者代表	
市民	井上 佳永子	市民公募	

※役職は、令和4年(2022)4月現在

表1-4 計画作成の経緯

年月日	内容
令和2年度 (2020)	既存の文化財調査の成果整理 未指定文化財の把握 文化財リストの作成
令和3年度 (2021)	7月31日 市民ワークショップの開催 京都府立大学歴史学科による歴史文化の特徴の提案、意見交換
	9月29日 第1回 長岡京市文化財保存活用推進会議の開催
	10月8日 第1回 長岡京市文化財保護審議会の開催
	3月18日 第2回 長岡京市文化財保存活用推進会議の開催
令和4年度 (2022)	5月10日 第1回 長岡京市文化財保護審議会の開催
	5月18日 第1回 長岡京市総合教育会議の開催
	5月27日 第3回 長岡京市文化財保存活用推進会議の開催
	7月1日~8月1日 パブリックコメントの実施
	8月19日 第4回 長岡京市文化財保存活用推進会議の開催

5. 地域計画が対象とする文化財と歴史文化の定義

文化財保護法において、文化財は歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上等の価値が高い文化的所産で、6つに類型化されています。すなわち、①建造物と美術工芸品(絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料)からなる有形文化財、②無形文化財(演劇、音楽、工芸技術等)、③有形の民俗文化財(無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等)と無形の民俗文化財(衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術)からなる民俗文化財、④遺跡(貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧宅等)と名勝地(庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等)と(動物・植物・地質鉱物)からなる記念物、⑤文化的景観(棚田・里山・用水路等)、⑥伝統的建造物群(宿場町・城下町・農漁村等)で、同法第2条に掲げられています。同法にはこの他、文化財の修理・修復の技術等の文化財の保存技術、文化財の保存に必要な材料や用具の生産・制作、土地に埋蔵されている埋蔵文化財についても規定されています。

これらのうち、重要なものとして評価され、国・京都府・長岡京市によって指定・登録・選択・決定・選定された文化財を、「指定等文化財」とします。なお、京都府の条例に基づく文化財環境保全地区及び暫定登録文化財についても、これに含むものとします。

一方、文化財であっても、その価値が明らかでないなど、国・京都府・長岡京市によっていまだ保護の措置が図られていないものに、「未指定文化財」があります。また、文化財の類型に該当しないものであっても、平成23年(2011)に定めた、前掲の「長岡京市における今後の文化財指定基準」を踏まえ、総合的な視点、地域的な特徴を評価する観点から、地域の人々の暮らしと深く関わり、地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的な事物や事象など、地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられるものも、本地域計画においては「文化財」として幅広く捉え、「未指定文化財」に含むものとします。

本地域計画では、下図のように、指定・未指定を問わず、文化財と文化財を生み出した周辺環境が一体となり、歴史的に培われてきた地域の個性を「歴史文化」と定義します。

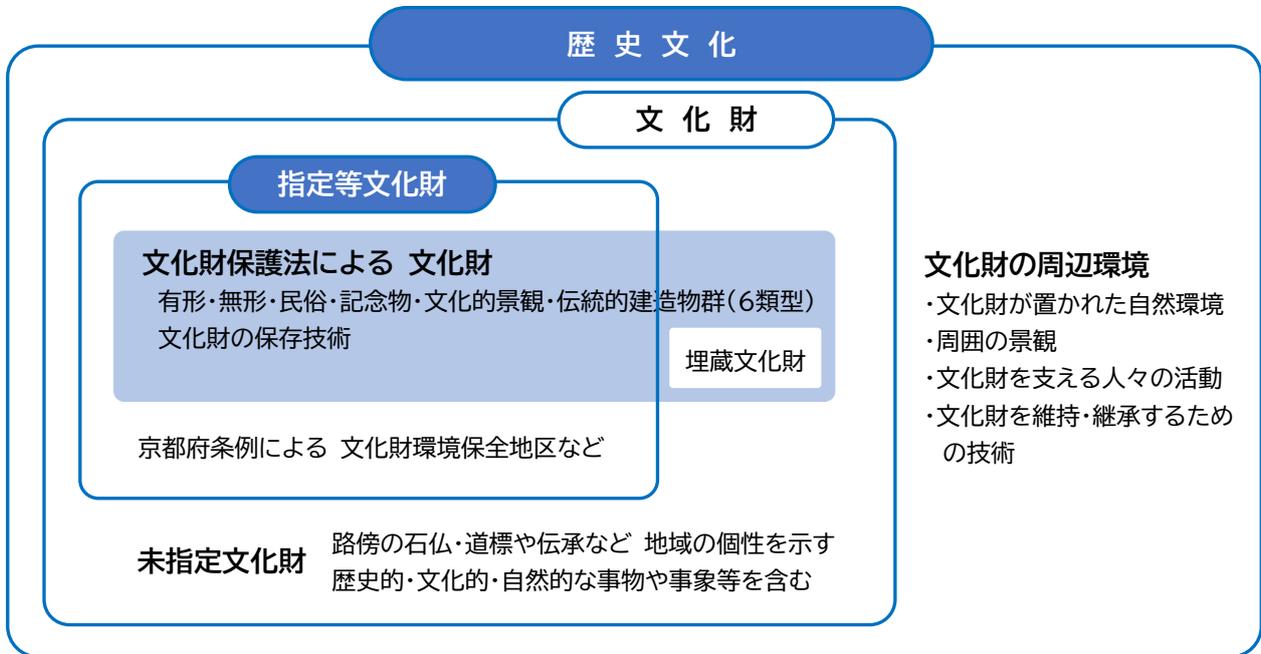


図1-3 「文化財」と「歴史文化」の定義